

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置 (漁業管理課) (12・25掲示)	1
◎告示 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 (〃) (〃)	1
○青少年に有害な玩具刃物類の指定 (児童家庭課)	2
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (3件) (都市計画課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知海区漁業調整委員会指示	
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示 (12・25掲示)	3

告 示

高知県告示第1005号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和2年12月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期

なまこ漁業	20	操業区域(4の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年
	2	操業区域2	周年
	2	操業区域3	周年

- 2 漁業を営む者の資格 定めなし
- 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし
- 4 操業区域
- (1) 操業区域1(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域)
- 点の位置
- 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点
- 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線ら沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 操業区域2(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,033号の漁場区域)
- 点の位置
- 基点甲 土佐市荻崎突端
- 基点乙 土佐市荻崎すずき渚県漁場基点
- 基点丙 須崎市・土佐市界赤渚共同漁業権境界基点
- 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
- 基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
- 甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
- (ア) 区画漁業権の漁場区域
- (イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾内
- (3) 操業区域3(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,057号の漁場区域)
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高渚(舟戸渚から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度600メートルの点
- 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同

漁業権境界基点

甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

高知県告示第1006号

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

4の(1)の表中「推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては動力漁船の性能の基準(昭和57年7月農林水産省告示第1911号)別表の下欄「推進機関の馬力数」に掲げる馬力数(以下「農林水産省告示馬力数」という。)の範囲内において」及び「推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において」を削る。

5の(1)の表中

「	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	10
---	---	---------------------------------	----

を

「	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	10
---	---	---------------------------------	----

にあっては動力漁船の性能の基準（昭和57年7月農林水産省告示第1911号）別表の下欄「推進機関の馬力数」に掲げる馬力数（以下「農林水産省告示馬力数」という。）の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数

に改める。

高知県告示第23号

高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）第14条第1項の規定に基づき、青少年に有害な玩具刃物類として次のとおり指定する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

名称	構造及び機能	指定理由
クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、装填した矢端からの距離が3メートルで矢と直角に置いた新聞紙5枚以上を貫通するもの又は射程距離が約10メートル以上のもの	人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため

高知県告示第24号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第25号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町安満地字岡崎462の25
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を

急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

土佐市四方寺西

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市波介字芝ヶ谷	3067番
2	〃 〃 字コタ谷山	5437番
3	〃 〃 〃	5446番 3
4	〃 〃 〃	5447番 9
5	〃 〃 字芝ヶ谷	3105番 4
6	〃 〃 〃	3092番

（2） 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川船戸
- 道路の区域

供用開始区間	延長（メートル）	供用開始年月日
高岡郡津野町桑ケ市字松浦1108番4から高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1251番1まで	640	令和3年1月15日

高知県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成27年10月高知県告示第622号高知広域都市計画道路事業（3・5・68号鴨部北城山線（第2工区））
- 3 事業施行期間
平成27年10月30日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成27年10月高知県告示第623号高知広域都市計画道路事業（3・4・67号曙町西横町線（中工区））
- 3 事業施行期間
平成27年10月30日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称

- 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成27年10月高知県告示第624号高知広域都市計画道路事業（3・4・74号愛宕町北久保線（愛宕町工区））
- 3 事業施行期間
平成27年10月30日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知南国土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	中村 和雅	南国市浜改田565番地
〃	岡田 廣志	〃 里改田578番地
〃	田内 成幸	〃 片山1515番地
〃	武内 俊暁	〃 前浜1667番地の2
〃	島内 幹夫	〃 物部83番地
〃	入交 啓	〃 田村甲588番地
〃	北村 清久	〃 立田310番地の1
〃	山中 泉	〃 堀ノ内149番地
〃	大野 祐一	〃 大桶甲871番地
〃	武市 隆志	〃 大桶乙3053番地
〃	高芝富士夫	〃 廿枝252番地
〃	中屋 宏二	〃 〃 161番地の1
〃	田内富士夫	〃 国分855番地の1
監事	金堂 元彦	〃 小籠283番地5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、米興土地改良区の定款の変更を令和2年12月25日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和3年1月15日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年9月18日 2高都計第272号	香美市土佐山田町字宗目殿丸397番2の一部ほか5筆	大阪府北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第89号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和2年12月23日に次のとおり指示した。

令和2年12月25日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- 1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。
（採捕の制限）
- 2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
(1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 委員会が特に認めた者
（採捕期間の制限）
- 3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
（雌がめの採捕禁止）
- 4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
（承認証の携帯）
- 5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようと

するときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（承認の取消し）

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

9 この指示の有効期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までとする。